

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第八条第一項の規定に基づき、令和四年九月三十日付けをもって、新潟県村上市及び胎内市沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域を次のとおり指定したので、同条第六項の規定に基づき、公告する。

令和四年九月三十日

経済産業大臣 西村 康稔

国土交通大臣 斉藤 鉄夫

一 海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の名称

新潟県村上市及び胎内市沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域

二 海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域

次に掲げる地点を順次に結んだ線及び陸岸により囲まれた海域のうち、漁港の区域（漁場漁港整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）第六条第一項から第四項までの規定により市町村長、都道府県知事又は農林水産大臣が指定した漁港の区域をいう。）、港湾区域（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第三項に規定する港湾区域をいう。）及び海岸保全区域（海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）第三条の規定により指定された海岸保全区域をいう。）以外の海域

(10) (9) (8) (7) (6) (5) (4) (3) (2) (1)

- 北緯三八度一〇分一秒東經一三九度二五分一九秒の地点
- 北緯三八度一〇分二六秒東經一三九度二四分四一秒の地点
- 北緯三八度一一分一〇秒東經一三九度二四分三〇秒の地点
- 北緯三八度一三分九秒東經一三九度二二分三八秒の地点
- 北緯三八度一二分二四秒東經一三九度二二分三三秒の地点
- 北緯三八度九分四五秒東經一三九度二〇分四三秒の地点
- 北緯三八度七分三四秒東經一三九度一八分五三秒の地点
- 北緯三八度六分二三秒東經一三九度一七分四四秒の地点
- 北緯三八度四分五六秒東經一三九度一六分六秒の地点
- 北緯三八度二分五三秒東經一三九度一八分五七秒の地点

平面图

